

## 第5章 東北地方等被災地及び県内避難者への支援

### 第1節 群馬県東日本大震災支援本部の設置

東北地方太平洋沖地震被災地域に対して、被災された方々の生命の安全の確保、一刻も早い生活再建、そして地域の復興の一助となるよう、県民とともに群馬県として可能な支援を迅速に実施することを目的に「群馬県東北地方太平洋沖地震支援本部」（後に「群馬県東日本大震災支援本部」へ名称変更）を平成23年3月14日に設置した。

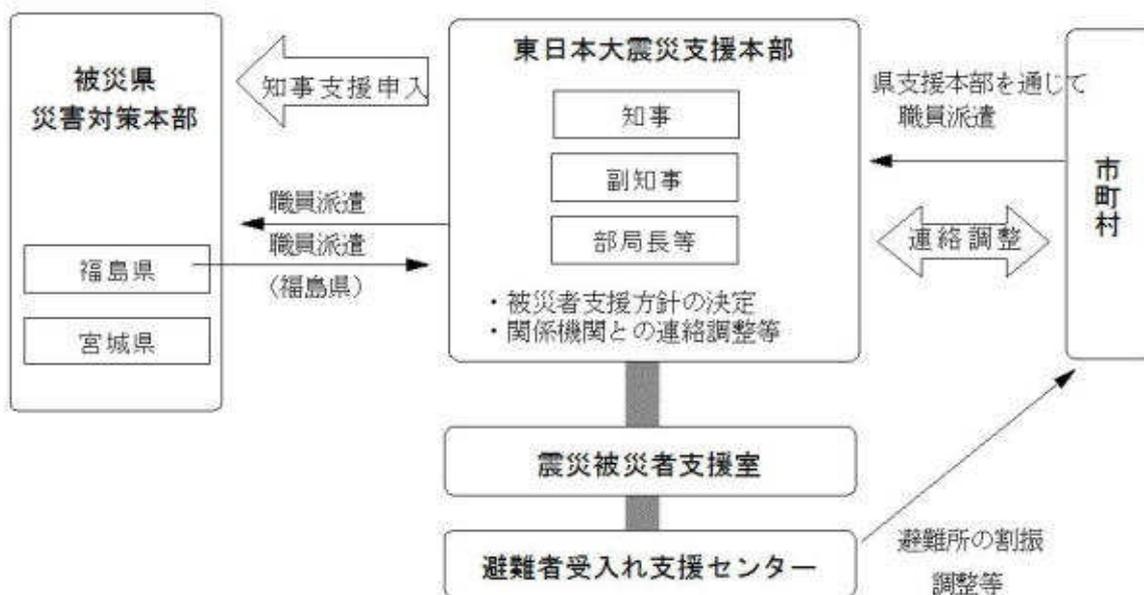
支援本部は、知事を本部長、副知事を副本部長、各部局長等を構成員とし、被災者支援に係る全庁的・総合的な方針の検討・決定、情報収集及び情報共有、関係機関との連絡調整等を行い、平成23年7月までに延べ33回開催した。

本部員（本部長及び副本部長を除く）は、別表1の職にある者をもって構成された。

また、支援本部の下部組織として、「群馬県東日本大震災支援連絡調整会議」を置き、総務部長を委員長に、委員は別表2に掲げる職にある者をもって構成し、平成23年8月以後、延べ25回（平成24年2月8日現在※継続中）開催した。

なお、震災被災者支援の専任組織として、総務部内に震災被災者支援室を平成23年3月25日に設置し、支援本部の運営、被災県との連絡調整、避難者受入に関する連絡調整、避難者に対する生活支援・物資調達の調整等を所管し、福島県災害対策本部からの群馬県駐在員を配置するとともに、被災県災害対策本部に連絡員を派遣し、被災地の実情や要望を的確に把握しながら被災地・被災者支援にあたった。

＊図1 群馬県の震災被災者支援体制イメージ



#### (別表1) 支援本部員

総務部長、危機管理監、企画部長、生活文化部長、健康福祉部長、環境森林部長、農政部長、産業経済部長、県土整備部長、会計管理者、企業管理者、病院管理者、議会事務局長、教育長、警察本部長

#### (別表2) 連絡調整会議委員

危機管理監、総務課長、震災被災者支援室長、人事課長、財政課長、危機管理室長、消防保安課長、企画課長、総合政策室長、広報課長、県民生活課長、健康福祉課長、環境政策課長、農政課長、産業政策課長、監理課長、会計課長、企業局総務課長、病院局総務課長、議会事務局総務課長、教育委員会総務課長、警察本部警備第二課長

## 第2節 被災地への支援

### 1 人的支援

#### (1) 被災地への職員等の派遣状況

##### ① 震災直後の派遣

震災直後は、救難救助を中心とした緊急支援のために、県内の警察、消防のほか医療機関等の関係者が現地へ入り、各種活動を展開した。

- ・警察広域緊急援助隊 ・緊急消防援助隊（地上部隊・航空部隊）
- ・災害派遣医療チーム（DMAT） ・ドクターヘリ 等

##### ② 応急対応に対する派遣

その後、現地の応急対応を支援するため、県、市町村を含め県内の様々な機関、団体、あるいは個人の方々が現地で活動を行った。

県では、被災地支援のため様々な職種の職員派遣を行ったほか（下記一覧のとおり）、個人の方を対象に県民ボランティア募集を行い、1班につき20人ずつ、2泊3日の日程で4月、5月の2期に分けて、合計8班延べ160人が宮城県石巻市へ入っていただいた。ボランティアは、現地で浸水家屋の泥出し等の活動に従事された。

この時期には、派遣側での長期間の人員の確保が困難なこと、被災地では様々な支援が必要とされていたこと、支援内容も時間の経過により変化していったことなどから、短期的な（数日～1ヶ月位での職員の交代等）派遣がほとんどであった。

##### ③ 復興支援のための長期派遣

被災地で、ある程度の応急対応が進み、復興に向けての対応が始まった段階より、被害の大きかった岩手県、宮城県、福島県からは、中長期的な派遣が求められるようになり、各省庁や全国知事会を通じて、派遣要請があり、県からも次のとおり派遣した。（地方自治法第252条の17に基づく派遣）

- ・行政事務支援（原子力被害損害賠償支援、県民健康管理調査） 2名
- ・農地・農業施設等災害復旧事業支援 1名
- ・土木施設等災害復旧事業支援 4名

#### (2) 県職員派遣一覧

（平成24年3月現在）

活動概要	派遣期間	職 種	県職員数 (人)	派遣先県別				備 考
				岩手県	宮城県	福島県	茨城県	
緊急消防援助隊／航空部隊			9		9	9		
被災地での救援・救助活動	3月11日～3月31日	消防	9		9			
支援連絡調整員の派遣			58		29	29		
被災県との情報連絡 (宮城県)	3月30日～8月26日	事務	58		29			
(福島県)	3月30日～9月16日					29		
被災市町業務、避難所の支援 等			292		144	148		
(女川町)	4月 4日～8月26日	事務等	99		99			市長会、町村会と協力し、県・市町村職員チームで実施
(多賀城市)	4月15日～8月26日	事務等	45		45			
(福島市)	4月 4日～8月26日	事務	148			148		
住民生活支援等 (県民ボランティアの現地調整)			11		11			
浸水家屋の泥出し、家具運び出し等ボランティアの調整	4月20日～4月28日 5月 9日～5月17日	事務	5 6		5 6			期間中に1回21～22人を2泊3日で8回派遣

医療・健康・衛生対策支援			129	78	51		
被災者の健康相談・健康チェック、避難所の衛生対策、栄養・食生活相談	3月18日～4月7日 4月7日～5月29日 7月1日～8月22日 (原則5日交替)	保健師 管理栄養士	5 13 20		5 13 20		
医療救護活動	3月17日～5月13日 (原則4日交代)	医師 看護師 薬剤師 事務	22		22		
避難所、特養施設における介護活動 (原則6日交替)	3月25日～5月1日	介護福祉士、 事務	26		26		
精神科病院患者の受入れ調査	3月19日～3月19日	医師 看護師 保健師 精神 保健福祉士	4		4		
被災者等避難者の心のケア対策(巡回相談、診療行為)	3月26日～3月30日	医師 看護師 保健師 臨床 心理技術者、 事務	5		5		
被災者等避難者の心のケア対策(巡回相談、診療行為)	4月18日～6月10日	医師、保健師 看護師、精神 保健福祉士、 臨床心理技術 者、事務	18		18		
要保護児童の調査	4月11日～4月15日	児童心理司、 児童福祉司	2		2		
被災児童の心のケア	4月13日～4月16日	児童心理司	2		2		
スクリーニング等	7月15日～7月31日	診療放射線 技師	6		6		
警戒区域のペット(犬・猫に限る)の保護活動	7月31日～8月5日	獣医師	1		1		派遣先は福島県庁、活動場所は県内各地
応急対策支援			71	6	16	49	
農地、農業用施設等の災害復旧事業に関する災害査定、設計積算、工事管理等	9月1日～3月31日 (※)	農業土木	1		1		
農業災害復旧事業に係る査定設計書の作成、実施設計書の作成、事業計画の変更等	10月10日～29日 10月31日～12月1日	農業土木	6 6	6		6	
治山の設計、積算等	8月22日～9月2日 9月2日～9月16日	林業技師	1 1			1 1	
被災宅地危険度判定	3月23日～4月3日 (4日～6日交代)	建築	13		13		前橋市・高崎市・伊勢崎市と合同
下水管渠の一次調査(下水管渠の被害状況調査)	4月5日～4月11日	下水道経験者	2		2		太田市と合同
仮設住宅建設の現場監理等	4月21日～6月30日 (1ヶ月交代)	建築	3			3	
災害復旧支援に先	4月4日～4月4日	土木	4			4	

立つ事前調整、現場確認等								
災害復旧・査定	4月11日～6月30日 (1ヶ月交代)	土木	28			28		
災害復旧工事	7月1日～3月31日 (※)	土木	4			4		
県民の原子力被害 損害賠償請求の支 援業務	10月1日～3月31日 (※)	事務	1			1		
原子力災害による県 民健康管理調査に 関する業務	1月1日～3月31日 (※)	事務	1			1		
その他			16	9	12		1	
「多言語支援センタ ー茨城」運営支援	3月17日～3月19日	事務	1				1	
標本類の運び出し、 洗浄作業 (文化財レスキュー)	6月29日～7月1日 10月4日～10月7日 1月17日～1月21日	学芸員	1 1 1		1 1 1			
公文書の被災状況 調査等	6月1日～6月2日 6月9日～6月11日 6月14日～6月15日 8月23日～8月25日 9月29日～9月30日	事務等	3 2 2 3 2		3 2 2 3 2			
合計			586	15	299	286	1	

※は、地方自治法第252条の17に基づく職員の長期派遣

## 2 物的支援

### (1) 県民等からの支援物資の受付

#### ① 県民等からの受付（小口の物資）

県では、被災地からの要請に基づき、3月18日（金）から4月11日まで県民からの救援物資の受付を行った。

受付場所については、県民の利便性を考慮し、県庁では無く、県内の各行政（県税）事務所（以下の一覧表のとおり）で行うこととし、受付時間についても、開庁時間を延長し、8:30から18:00まで、土日祭日を含めて実施した。

なお、行政（県税）事務所においては、主に個人からの救援物資を受け、企業等による物資については、別に受付窓口を設けて対応することとした。

救援物資受付機関一覧

施設名	住所
中部行政事務所	前橋市上細井町2142-1
渋川行政県税事務所	渋川市金井395
伊勢崎行政県税事務所	伊勢崎市今泉町一丁目22-1
西部行政事務所	高崎市台町4-3
藤岡行政県税事務所	藤岡市下栗須124-5
富岡行政県税事務所	富岡市田島343-1
吾妻行政事務所	吾妻郡中之条町中之条664
利根沼田行政事務所	沼田市薄根町4412
東部行政事務所	太田市西本町60-27
桐生行政県税事務所	桐生市相生町二丁目331
館林行政県税事務所	館林市仲町11-10

救援物資の受付品目については、被災地から特に要請の強かった8品目（①保存食 ②粉ミルク・ほ乳びん ③紙オムツ ④生理用品 ⑤使い捨てカイロ ⑥毛布 ⑦衣服 ⑧水）について、募集を行った。被災地に全国から救援物資が届き始めると、要請品目の内容も変化し、4月6日受付分からは、2品目（保存食及び水）に限定し、被災地からのニーズに応えることとした。

### 救援物資受付状況一覧

品目	受付件数	(数量)	備考
保存食	883	約20,900食	4/11まで受付
粉ミルク	606	1,630缶	4/5まで受付
ほ乳びん	239	691本	4/5まで受付
乳児用紙オムツ	1,195	4,400パック	4/5まで受付
大人用紙オムツ	944	6,470パック	4/5まで受付
生理用品	982	5,020パック	4/5まで受付
使い捨てカイロ	765	5,310箱	4/5まで受付
毛布	922	4,220枚	4/5まで受付
衣服	1,568	27,600着	4/5まで受付
下着	540	10,100着	4/5まで受付
水	658	9,900本	4/11まで受付
その他(タオル、ティッシュ等)	2,215	-	4/5まで受付
合計	11,517	-	

県民向けの周知については、県のホームページや広報誌、新聞等のメディアを活用し、広く県民に呼びかけた。ホームページや新聞により広報したことにより、救援物資の提供について県外からの問い合わせも多くあり、中には、海外から救援物資が送付されるケースもあった。

救援物資の受付については、被災地からの要請に基づき、4月12日（火）から一時休止することとした。

期間中、計25日間にわたり救援物資の受付を行ったところ、保存食や水、紙オムツ、衣服等、計11,517件を受け付けた。

各行政（県税）事務所で受け付けた救援物資については、県消防学校に一時保管した後、旧保育大学校で管理し、被災地と調整を図りながら各被災地に向けて搬送した。

## ② 県内企業等からの受付（大口の物資）－自衛隊ルート－

全国知事会と防衛省で構築された救援物資の輸送スキームにより、県では、県内企業・団体等からの大口の支援物資の受付を3月19日から4月8日までの間に行い、自衛隊の協力を受け、被災地へ搬送した。

### ア 受付搬送方法

企業・団体等 → 県で受付 → 県で自衛隊と調整 → 受入日を企業等へ連絡  
→ 企業等が自衛隊新町駐屯地に物資を搬入 → 自衛隊が被災地へ搬送

### イ 受付数量

受付企業等：120企業・団体、26自治体

受付物資：約64t

- ・アルファ米 10,150食
- ・乾パン 4,864食
- ・水、茶（ペットボトル500ml） 65,616本
- ・水（ペットボトル2000ml） 16,950本
- ・毛布 12箱
- ・使い捨てカイロ 12,500個
- ・マスク 60,000枚
- ・レトルト食品、ティッシュ等

## (2) 県からの支援物資の被災地への提供

震災直後は、群馬県の備蓄物資を被災自治体等へ提供した。

- ・3月13日 宮城県 毛布 2,000枚
- ・3月15日 福島県 アルファ米 10,100食
- 乾パン 3,584食
- 缶詰かゆ 504食
- 缶入りパン 504食
- 保存水(500ml) 4,032本
- 簡易トイレ 200個

また、被災地へ県産野菜等を提供した。

- ・3月26日 宮城県、福島県内 野菜等 20t

### (3) 県民等からの支援物資の被災地への搬送

県民等から受け付けた支援物資を、現地のニーズを把握しながら継続的に被災地へ搬送した。

#### ① 宮城県、福島県内への搬送

当初は、宮城県、福島県の災害対策本部と連絡を取り合いながら、同本部の要請によりへ搬送した。

その後、両県の災害対策本部での受付が一時中止されたことから、現地に連絡調整員として派遣されていた県職員が、被災市町村を回りながらそのニーズを把握し、現地へ支援物資を搬送した。

9月以降は、連絡調整員が帰県したが、それまでに支援を行っていた被災市町村と連絡を続け、ニーズを把握しながら支援物資を搬送した。

平成24年3月末現在で、両県内被災地へ次のものを114トン搬送した。

・保存食	約 20, 900 食
・水	9, 900 本
・毛布	2, 600 枚
・下着	668 箱
・粉ミルク、ほ乳瓶	294 箱
・オムツ	354 箱
・生理用品	98 箱
・精米	1, 269 kg
・衣服	678 箱
・靴下	151 箱
・靴、長靴	61 箱
・タオル	300 箱
・タオルケット	430 箱
・綿毛布	716 箱
・夏掛け	190 箱
・敷き布団	41 枚
・シーツ	56 箱
・日用品等	427 箱
・マスク	6 箱

#### ② 岩手県内への搬送

11月以降、岩手県災害対策本部の了解を得て、現地のNPO団体の協力により、岩手県内の被災地へ支援物資を搬送した。

平成24年3月末現在で、次のものを36トン搬送した。

・毛布	256 箱 (990 枚)
・綿毛布	76 箱 (670 枚)
・おむつ	593 箱 (子供用)
・おむつ	331 箱 (大人用)
・尿取りパット	429 箱
・カイロ	196 箱
・おしりふき	45 箱
・生理用品	239 箱
・マフラー	42 箱
・ニット帽	12 箱
・粉ミルク	51 箱
・日用品、衣類、寝具等	108 箱

#### ③ 自衛隊の協力による被災地への搬送－自衛隊ルート－

上記(1)②で記載した大口の支援物資については、自衛隊の協力を得て、岩手県、宮城県、福島県内の被災地へ64tを搬送した。

県民等からの支援物資提供一覧

日 時	品 目	輸送量	搬送先（県名）
3月24日	食料品、水、毛布、衣服、オムツ、カイロ、簡易トイレ、マスク等	7 t	*岩手県、宮城県、福島県
3月26日	食料品、水、粉ミルク、オムツ等	30 t	宮城県、福島県
3月27日	食料品、水、タオルケット、カイロ等	6 t	*岩手県、宮城県、福島県
3月29日	食料品等	3 t	*岩手県、宮城県、福島県
3月30日	食料品、トイレットペーパー等	28 t	*岩手県、宮城県、福島県
	食料品、水等	8 t	宮城県、福島県
3月31日	食料品、ティッシュ、消毒液等	3 t	*岩手県、宮城県、福島県
4月 3日	食料品、日用品等	2 t	*岩手県、宮城県、福島県
4月 8日	食料品等	2 t	宮城県
4月 9日	食料品、消毒液等	2 t	福島県
4月11日	食料品、衣服、下着、タオル、ティッシュ、マスク等	15 t	*岩手県、宮城県、福島県
4月12日	水、下着、靴下、ティッシュ、マスク、日用品等	8 t	宮城県
4月28日	食料品、水、綿毛布、タオルケット、シーツ、下着、靴下、洗剤、タオル、スリッパ等	18 t	宮城県、福島県
5月11日	衣服、タオルケット、肌掛け等	2 t	宮城県
5月12日	水、マスク、衣服、下着、靴下、オムツ等	4 t	福島県
5月17日	粉ミルク、ほ乳瓶、衣服、下着、靴下、綿毛布、タオルケット、夏掛け、オムツ等	8 t	福島県
5月24日	食料品、タオルケット、ゴム手袋	2 t	宮城県
5月27日	綿毛布、ブルーシート等	4 t	宮城県
6月 3日	タオルケット、夏掛け布団、綿毛布、シーツ、衣料、日用品等	4 t	宮城県
7月 5日	夏掛け布団、綿毛布、シーツ、バスタオル、洗剤、歯磨き粉等	2 t	福島県
8月 9日	バスタオル、衣服等	2 t	宮城県
11月 2日	衣類	2 t	宮城県
11月 6日	毛布	12 t	宮城県
11月11日	毛布、綿毛布、おむつ、おしりふき、生理用品、マフラー、ニット帽、粉ミルク等	8 t	岩手県
11月18日	毛布、おむつ、生理用品	4 t	岩手県
11月29日	毛布、綿毛布、おむつ、生理用品、マフラー、ニット帽、粉ミルク、衣料品等	8 t	岩手県
12月 7日	おむつ、マフラー、カイロ 等	8 t	岩手県
12月14日	おむつ、カイロ 等	8 t	岩手県
12月22日	タオル、軍手 等	4 t	宮城県

搬送先内の\*は自衛隊ルート

④ 支援物資の仕分け

支援物資の搬送にあたり、被災地のニーズに合わせるため支援物資の仕分けを、県職員のほかボランティアの協力を得て行った。

県職員延べ 約400人 ボランティア延べ 約180人

### 3 見舞金・義援金

#### (1) 見舞金の贈呈

群馬県では東日本大震災で甚大な被害を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の6県に、次のとおり見舞金を贈呈した。

##### ① 贈呈額

岩手県、宮城県、福島県 各 500 万円  
青森県、茨城県、千葉県 各 100 万円

##### ② 贈呈日

平成 23 年 3 月 31 日 (木)

#### (2) 義援金の受付、送付

##### ① 県庁での義援金受付等

東日本大震災による被害を踏まえ、県民から広く義援金を募り、被災地の方々を支援するため、次のとおり県庁舎内に募金箱を設置した。

- ・設置場所 県庁舎正面玄関受付
- ・設置期間 平成 23 年 3 月 14 日 (月) ～ 9 月 30 日 (金)
- ・受付時間 午前 9 時～午後 5 時
- ・送付先 被災地の復興支援のため日本赤十字社へ送金する。

この募金箱は、来庁した県民の方々が気軽に募金できるようにと設置したものであるが、県庁内にも募金の輪が広がり、県職員互助会、県教職員互助会からも募金が行われた。

この結果、9 月 30 日までに総額 16,209,923 円 (一般県民 8,025,429 円、県職員等 8,184,494 円) の義援金が集まり、3 月 22 日から 9 回に分けて日本赤十字社へ送金した。

なお、この期間中、県の地域機関、県有施設等にも募金箱が設置され、それぞれ募金活動が行われた。

##### ② 県内での義援金の受付状況

東日本大震災に関しては、日本赤十字社、中央共同募金会等の義援金受付団体に対して、全国から多くの義援金が寄せられた。

県内の義援金の受付窓口については、県のホームページ等において、日本赤十字社及び中央共同募金会の振込先等を情報提供したほか、日本赤十字社群馬県支部及び群馬県共同募金会でも義援金を受け付け、日本赤十字社及び中央共同募金会へ送金していただいた。

県内受付窓口での義援金の受付状況 (平成24年2月末現在)

日本赤十字社群馬県支部(受付分)	8,648件	2,286,329,078円
群馬県共同募金会(受付分)	1,798件	80,663,394円
計	10,446件	2,366,992,472円

### 第3節 県内避難者に対する支援

#### 1 県内への避難者の受入状況

##### (1) 概要

群馬県は、平成23年3月17日、池本副知事を被災地（福島県）へ派遣し、12,000人規模の震災被災者の受入れが可能であることを申し出るとともに、市町村における広域避難者受入れ体制が整備されるまでの間、一時的に広域避難者が避難する施設として、同日、群馬県総合教育センター内に「避難者受入れ支援センター」（※1）を開設し、避難者の実情や希望を踏まえた避難先とのマッチング及び避難所運営などに着手した。

また、3月26日には大澤知事が福島県（佐藤知事）及び宮城県（村井知事）を訪問し、避難者の受入れ等の支援について表明をした。

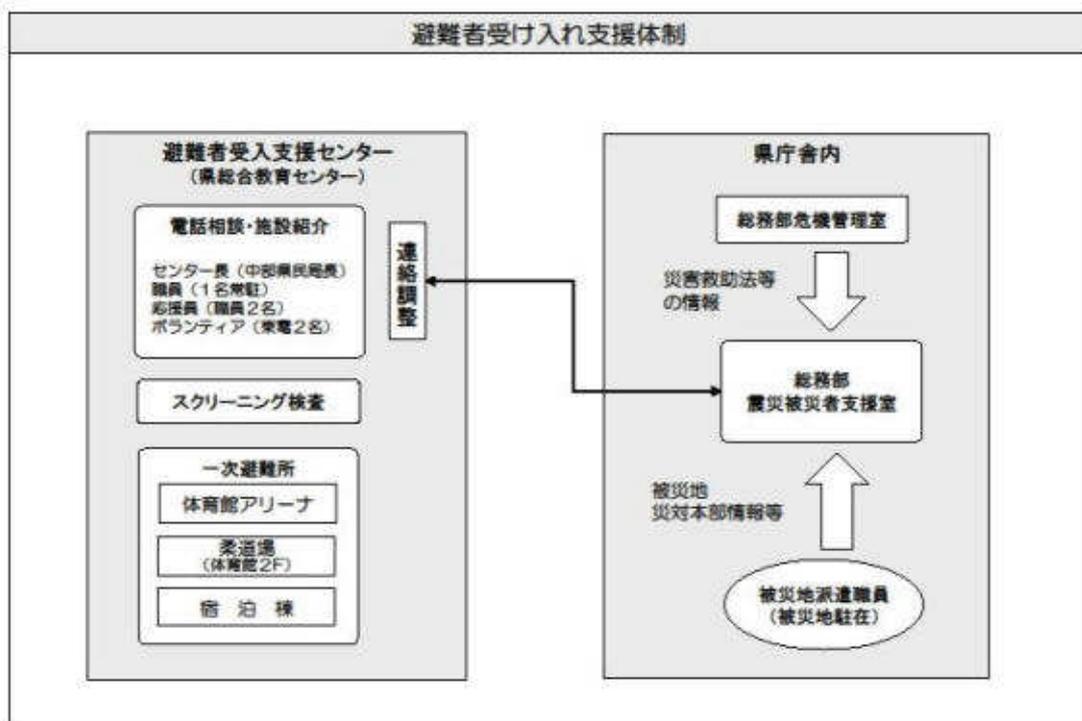
避難者の受入先として、県では、観光庁スキームを活用した避難者受入（※2）体制を整えるとともに、避難者に少しでも環境の良いところで避難生活を送っていただくため、市町村や民間事業者等とも連携し、主に旅館・ホテル・民宿、公営住宅等を避難施設として提供した。

県による受入れの他にも、被災地と県内市町村との友好関係、相互防災協定等により、市町村が独自に集団的に避難者を受入れたり、群馬県内の親類・縁者を頼って、あるいは企業の関連で個別に避難する者も見受けられ、県内ほとんどの市町村で避難者を受入れ、最大時（H23.3.27）には、約3,700人（病院・福祉施設含む）の避難者を受入れた。

さらに、被災地の病院や福祉施設等からの転院希望患者等の受入れにあたっては、県内医療機関、福祉施設等との協力のもとに、要援護者の受入支援を行った。（「被災地からの避難者の受入状況」は下表のとおり）

避難者の出身別の内訳では、福島第一原子力発電所の事故の影響等により、福島県からの避難者の割合が95%を超えており、次いで宮城県、岩手県の順で、被害が甚大であった被災三県以外では茨城県からの避難者が数名あった。

その後、被災地である福島県復興計画（H23.7月策定）に基づき、群馬県内の旅館・ホテル等の避難所は、平成23年10月末をもってすべて閉鎖され、県では、原発事故等の影響で群馬県内での避難を引き続き希望する方に対し、応急仮設住宅としての県営住宅や県が借上げる民間賃貸住宅等を提供した。



**\* 図1 被災地からの避難者の受入状況**

**※1 「避難者受入れ支援センター」の業務概要**

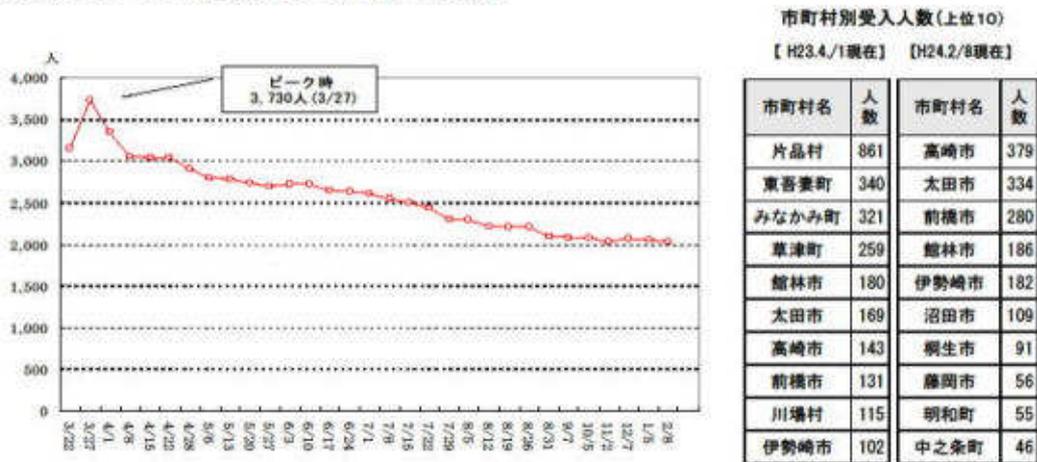
福島県等からの要請を受け、避難者の一次受入及び被災者の年齢・人数等に応じて市町村等が設置する県内の避難先の割振の調整など以下の業務を行った。

- ①電話相談・施設紹介②スクリーニング検査③一次避難所（体育館・柔道場・宿泊棟）

・受付時間 8:30～18:00（土日祝日を含む毎日）

（※平成23年4月29日から相談機能を県庁内の総務部震災被災者支援室に移管）

**被災地からの避難者の受入状況**



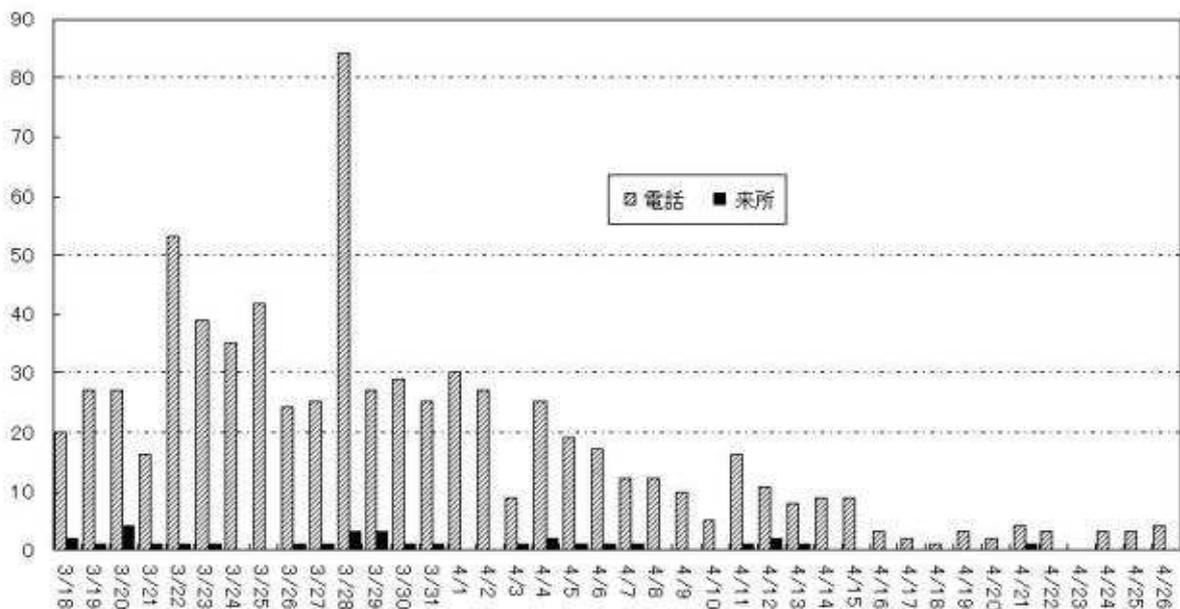
**避難所の種別ごとの避難者数比較(避難当初-H24.2.8現在)**

時点	一次避難所 ※1	公営・民間等 住宅	ホテル・旅館等	その他※2	病院・ 福祉施設	計
H23.4.1	311	797	1,890	169	180	3,347
H24.2.8	0	1,570	0	284	180	2,034

福島県からの避難者割合  
約95%

※1 一次避難所…公営住宅、ホテル旅館等以外の公設施設、福祉センター、健康センターなど個室を伴う施設を含む。  
※2 その他…親戚・知人宅、別荘等。

**【参考】 発災直後の避難者受入れ支援センターへの避難相談件数の推移**



【参考】発災直後のスクリーニング検査実施数の推移

	3/14～20 (月)～(日)	3/21～27 (月)～(日)	3/28～4/3 (月)～(日)	4/4～4/10 (月)～(日)	4/11～17 (月)～(日)	4/18 (月)	4/19 (火)	4/20 (水)	4/21 (木)	4/22 (金)	4/23 (土)	4/24 (日)	4/25 (月)
汚染状況測定	661	132	55	50	5	3	0	0	0	0	0	0	0

※2 観光庁スキームを活用した避難者受入れについて

県では、観光庁観光産業課長通知「県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入れについて」（平成 23 年 3 月 24 日付け観産第 660 号）に基づき、災害救助法の枠組みを活用し、県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入れを支援した。

○概要

避難者の居住環境の改善を図るため、旅館・ホテル等の客室を県が借上げ、避難所として被災者に無料で提供する観光庁のスキームであり、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会が受入れ可能な旅館・ホテル等のリストを作成し、被災者の意向を踏まえた上で、このリストに掲げられた旅館・ホテル等へ被災者に移動してもらうもので、県では「平成 23 年東日本大震災における災害要援護者に対する支援事業実施に係る協定書」を群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合と平成 23 年 5 月 17 日締結した。

○受入状況【実績】

受入日数 延べ 57 日・103 人

(注)本県においては、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」（H23.3.19 社援総発 0319 第 1 号厚生労働省社会・援護局総務課長）通知等により、市町村が民間の旅館・ホテル等を借上げることにより避難所として活用する場合でも国庫負担の上限額が本スキームと同額となったため、既に旅館・ホテルで避難者を受入れていた市町村は本スキームに移行せず、本スキームを活用した避難者は、前橋市内のホテル 1 カ所のみであった。

○受入費用等

旅館・ホテル等の宿泊費用は一旦受入県において負担するが、最終的には国が財政措置を講ずるため、被災者・受入県の費用負担なし。

【1 人 1 泊（3 食）につき 5,000 円上限】

(2) 病院等での受入れ

① 被災地の状況

福島第一原子力発電所の事故を受けて、屋内退避区域内の病院では、患者が孤立し、早急な支援が必要となっていた。

② 入院患者受入れの要請と対応

平成 23 年 3 月 17 日付で福島県知事から群馬県知事あてに患者受入れの協力要請が、翌 18 日には福島県災害対策本部から「福島県南相馬市の大町病院の患者約 200 名を群馬県で受入れてほしい」との要請があった。

これに対して県（医務課）では、前橋赤十字病院に協力を要請し、搬送された患者をいったん前橋赤十字病院で受入れ、診察後、県内の医療機関に搬送する方向で準備を進めた。

また、事前調査で患者の受入れ可能と回答のあった県内医療機関に対し、改めて受入れを要請した。

③ 患者の受入れ

2 日間で合計 124 名の患者を県内 39 病院で受入れたが、その概要は次のとおり。

ア 3月19日（土）

入院患者 62 人〔男性 13 人、女性 49 人（平均年齢 84 歳）〕が大町病院を出発。ほぼ全員がストレッチャーや車いすを要する患者であった。

福島県立川俣高校においてスクリーニングを



行った後、22 時頃バス 3 台で前橋赤十字病院に到着した。

前橋赤十字病院で患者全員を診察した後、順次、手配したタクシー（一部大型）に分乗して、県内各地の病院へ搬送した（医務課職員が搬送先へ同行した）。

25 病院で 62 人を受入れた（1 病院あたり 1 人～7 人）。

#### イ 3月21日（月）

残りの入院患者 62 名〔男性 15 人、女性 47 人（平均年齢は 86 歳）〕が、自衛隊及び消防の救急車に分乗して大町病院を出発。全員が車いすでの移動も困難な状態で、気管切開や痰吸引等の処置が必要な患者もいた。

62 人のうち、42 人は産業技術センターで診察を受けた後、受け入れ先病院に救急車で搬送。また、20 人は直接受け入れ先病院に搬送した。

32 病院で 62 人を受入れた。

（1 病院あたり 1 人～6 人）。



### ④ 受入れ後の対応

#### ア 受入患者への対応

患者情報の把握：入院患者の状況について、各保健福祉事務所及び健康福祉課で受入先を訪問し、状況確認を行った。

患者の転退院等への対応：転院や退院、施設入所等については、受入先病院が家族との連絡調整を行った。

また、家族と連絡の取れない患者が死亡した場合は、健康福祉課及び病院所在市町村が調整を行った。

#### イ 受入医療機関への対応

各種連絡：健康保険の扱いや被災者に係る一部負担金等の取扱いなどを随時情報提供した。

また、状況が安定するまでの間、土日・祝日の緊急連絡にも対応した。

救援物資の提供：病院を通じ入院患者の希望を調査し、肌着や紙おむつ、タオル等を救援物資として提供した。

県内医療機関入院被災者実費負担支援事業補助金の創設：

保険外の実費等を患者が負担できず、病院がたてかえた場合の支援制度を創設した。

### (3) 障害福祉関係等の受入れ

#### ① 障害者等の受入れ

障害者等の受入れについては、平成 23 年 3 月 25 日時点で、県内の障害者支援施設 1 カ所に 4 名、障害児施設 2 カ所に 3 名の受入れを行った。

このほか、国立重度知的障害者総合施設が福島第一原子力発電所に近い障害福祉施設の利用者 67 名の受入れを行った。

福島第一原子力発電所の事故の影響により、施設全てが避難地区に指定され、避難を余儀なくされた福島県富岡町の社会福祉法人友愛会が運営する施設（光洋愛成園ほか 3 施設）について、利用者 67 名を高崎市にある独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」が受入れるにあたり、施設職員 28 名及び家族 15 人の居住先確保などについて県が高崎市と連携して支援を行った。この結果、国立のぞみの園において、施設利用者と職員が一体となって継続して施設の運営ができることとなった。

なお、施設職員とその家族（8 世帯）は、国立のぞみの園の職員宿舎や高崎市内の雇用促進住宅などへ入居した。

#### ② 被災した精神科病院患者の受入れ

南相馬市にある雲雀ヶ丘病院の患者 15 名について、県（障害政策課）でバスをチャーターし、精神科医師等専門スタッフが同乗のうえ、避難先の南会津郡下郷町に出向き、受け入れ先の病院へ搬送した。